

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和5年9月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 有限会社築館クリーンセンター
 - (2) 住所 宮城県栗原市築館字上高森49番地5
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 柏木 裕
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県栗原市築館字上高森61番44、61番45、61番74
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃プラスチック類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下、「政令」という。）第7条第7号）
がれき類等の破砕施設（政令第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）

廃プラスチック類	64.4 t/日	(6.44 t/時間)	10時間稼働)
木くず	50.1 t/日	(5.01 t/時間)	10時間稼働)
紙くず	96.2 t/日	(9.62 t/時間)	10時間稼働)
繊維くず	81.6 t/日	(8.16 t/時間)	10時間稼働)
金属くず	37.5 t/日	(3.75 t/時間)	10時間稼働)
ゴムくず	64.4 t/日	(6.44 t/時間)	10時間稼働)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	149.4 t/日	(14.94 t/時間)	10時間稼働)
がれき類	44.8 t/日	(4.48 t/時間)	10時間稼働)
- 6 許可年月日
令和5年8月9日
- 7 許可番号
06-25-0
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課
宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）